

# 海上漂流者回収に関する計画及び手順書に関する事項

## 改正規則等

安全設備規則  
安全設備規則検査要領

## 改正事項

海上漂流者回収に関する計画及び手順書に関する事項

## 改正理由

SOLAS 条約第 V 章第 33 規則においては、人が遭難しているとの情報を受けた船舶は、全速力で遭難者の救助に赴かなくてはならない旨規定されている。しかしながら、同規定においては、その救助方法について明確に規定されていなかったことから、IMO において、救助方法に関する検討が行われ、2012 年 11 月に開催された IMO 第 91 回海上安全委員会（MSC91）において、海上漂流者回収に関する計画及び手順書の保持を義務化する SOLAS 条約第 III 章第 17-1 規則が新設され、決議 MSC.338(91)として採択された。また、海上漂流者回収に関する計画及び手順書の作成のための指針が MSC.1/Circ.1447 として回章されている。

今般、決議 MSC.338(91)及び MSC.1/Circ.1447 に基づき、関連規定を改めた。

## 改正内容

- (1) 海上漂流者回収に関する計画及び手順書を備えなければならない旨新たに規定した。
- (2) 海上漂流者回収に関する計画及び手順書の作成のための指針を新たに規定した。